

# 郡山市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱

令和6年6月27日制定  
令和7年3月27日一部改正  
[保育課]

## （目的）

第1条 この要綱は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とする。

## （実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、郡山市（以下「市」という。）及び現に市内において以下の施設を設置・運営している者の中から、適切に事業を実施できると市が認可した者（以下「認可事業者」という。）とする。この場合において、市は、認可事業者との連携を密にし、事業に取り組むとともに、認可事業者から定期的な報告を求めるものとする。

（1）児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）法第35条第3項及び第4項に規定する保育所

（2）法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業所

（3）法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業所

（4）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園

（5）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

（6）法第59条の2第1項の規定に基づき、本市に届出をしている認可外保育施設

（対象となるこども）

第3条 事業の対象となるこどもは、保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所に通っていない市内に住所を有する0歳6か月から満3歳未満のこどもとする。ただし、企業主導型保育施設に通っている0歳6か月から満3歳未満のこども及び医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項に規定する児童は、対象外とする。

2 障がい児を受け入れる施設において、当該障がい児が利用した場合には、利用時間に応じて、第10条第1項に定める加算を適用する。なお、障がい児とは次のものとする。

（1）特別児童扶養手当の支給対象となっているもの

（2）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの

（3）障害児通所支援事業所への通所受給者証の交付を受けているもの

（4）医師による診断書又は巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見書等により障害の事実が把握可能なもの

## （実施場所）

第4条 事業の実施場所は、郡山市保育所条例（昭和40年5月1日条例第53号）に規定する保育所、法第34条の15第2項に定める乳児等通園支援事業の認可を受けた市内に所在する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設及び幼稚園とする。

## (実施期間)

第5条 事業の実施期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日とする。

## (事業内容)

第6条 市及び認可事業者は以下のとおり事業を実施する。

- (1) 第3条に規定される子どもの保護者は、就労要件やその他の要件を問わず、子ども1人当たり月10時間を上限として、第4条に規定する施設のうち、乳児等通園支援事業を実施する施設に子どもを通園させることができる。
- (2) 施設が対象となる子どもを預かる際は、郡山市乳児等通園支援事業の設備運営に関する基準を定める条例（令和7年3月7日条例第13号。以下「設備運営基準」という。）第20条に定める一般型乳児等通園支援事業（以下「一般型事業」という。）又は余裕活用型乳児等通園支援事業（以下「余裕活用型事業」という。）により実施する。  
この場合において、「一般型事業」とは、定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて受入れを行う方式であり、「余裕活用型事業」とは、第6条第1項第2号（イ）に該当する事業所に係る利用児童数が利用定員総数に満たない場合において、定員の枠を活用して受入れを行う方式である。

また、一般型事業、余裕活用型事業の実施事業所については、次に掲げるとおりとする。

### (ア) 一般型事業

第4条における本事業の認可を受けた事業所。

- (1) 余裕活用型事業  
第4条における本事業の認可を受けた保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所。
- (3) 施設は、需要や受入体制を考慮の上、開所の日数を適切に設定する。
- (4) 当事業を利用する保護者は、郡山市乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）利用登録申込書（第1号様式）を市に提出する。
- (5) 市は前号の提出があったときは、内容を審査して利用の登録を行うものとする。なお、審査の結果、利用の登録を行う場合は、郡山市乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）利用登録通知書（第2号様式）及び利用券を、利用登録の対象外とする場合は、郡山市乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）利用対象外通知書（第3号様式）により、保護者あて通知するものとする。
- (6) 保護者は、利用しようとする施設に直接利用の申し込みを行う。
- (7) 施設は、当該施設を初めて利用することもに対しては、利用前に事前面談等を実施し、制度の意義や利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、当該子どもの既往歴やアレルギーなどの特性、保護者の意向等を把握することとする。なお、事前面談の結果、受け入れができないと判断した場合は、その具体的な理由とともに市に報告しなければならない。
- (8) 施設は、利用者がひと月に利用可能な時間である「10時間」について、別紙1により管理することとする。
- (9) 慣れるまで時間のかかる子どもに対する対応として、利用の初期に親子通園を取り入れることを可能とする。ただし、子どもの育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態や利用の条件になることがないよう留意する。
- (10) 給食等の提供については、施設の判断とするが、利用者に提供の有無について周知

を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など、適切な実施に留意すること。

- (11) 施設は、事業提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った保護者に対し、施設が提供する事業の概要、職員配置及び施設の体制等、前項の規定により提供を行い代わりに支払を受ける給食等の費用に関する事項、その他の利用申込者の事業の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ることとする。
- (12) 施設は「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」（令和7年3月こども家庭庁策定）を踏まえ、子どもの育ちに関する計画や記録を作成する。
- (13) 施設は保育終了後、保護者に子どもを引き渡す際、保育経過等の説明を行う。
- (14) 施設を利用した保護者は、施設に第9条に定める利用料を支払うとともに、利用時間分の利用券を施設に引き渡すものとする。
- (15) 施設は、毎月の事業実施後、郡山市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）月次実績報告書（第4号様式）を作成し、翌月10日までに市に提出する。
- (16) 市は、本事業を実施する施設の状況を踏まえ、配慮が必要な子どもやその保護者が当該事業を円滑に利用できるよう配慮を行う。なお、対象となる家庭は以下を想定する。
  - ア ひとり親家庭
  - イ 生活保護世帯
  - ウ 虐待またはDV のおそれがあるなど、社会的養護が必要な場合
  - エ 子どもが障がいを有する場合
  - オ その他、保護者や兄弟姉妹の疾病・障がいの状況を考慮する場合
- (17) 施設は、利用可能枠の範囲において前号に係る子どもの利用の申し込みがあった場合には、当該子どもの受け入れをしなければならない。ただし、職員配置及び施設の機能等の正当な理由により事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由とともに市に報告しなければならない。なお、正当な理由か否かの判断は、市が当該施設及び利用者の状況を総合的に判断して行うこととする。
- (18) 施設は、利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、市に報告するとともに、市と協力し、関係機関との連携に努める。
- (19) 施設は、配慮の対象となる子どもを養育する保護者に対して、必要に応じて面談や子育てに係る助言を行うほか、実際に目の前で育児の様子を見てもらう機会を設ける。

## 2 市は以下のとおり施設に対して指導監督を行う。

- (1) 事業を実施する施設を巡回し、施設からの相談を受け付けるとともに、適正な事業の実施に係るアドバイスを行う。
- (2) 事業を実施しようとする施設に対して、事業の意義や目的を正確に伝えるとともに、事業に係る規程の整備や職員の確保等に係る助言を行う。  
(設備基準及び職員の配置)

## 第7条 設備基準及び職員の配置については、次のとおりとする。

- (1) 設備運営基準第21条の規定を遵守すること。
  - (2) 一般型事業を行う事業所の職員配置については、設備運営基準第22条の規定を遵守すること。
- なお、設備運営基準第22条第1項に規定する「その他乳児等通園支援に従事する職員

として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者」については、以下のア又はイのいずれかの研修を修了した者とする。

ア 「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修

イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030 第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修

（3）余裕活用型事業を行う事業所の設備及び職員の基準については、基準条例第25条を遵守すること。

（4）障がい児を受け入れる場合においては、当該障がい児の障害の特性に応じた対応が可能な職員を配置するなど、体制の確保を行うこと。

（乳児等通園支援の内容）

第8条 乳児等通園支援（児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業として行う同項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助をいう。）は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針（保育所保育指針）に準じ、本事業の特性に留意して、本事業を利用する乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（利用者負担額）

第9条 第6条に掲げる事業に要する経費の一部について、こども1人1時間あたり300円程度を標準とし、各施設において設定した額を保護者負担とすることができます。

2 保護者が別紙2の1に該当し、2の代理請求・代理受領の同意がある場合は、前項に規定された額から3に規定された額を減じた額を徴収する。

3 あらかじめ保護者の同意を得たうえで、給食等の費用など実費徴収に係る費用については、必要に応じて徴収することができる。

4 保護者は、ひと月の利用時間が10時間を超えてしまった場合は、第10条に規定する1時間あたりの補助金に当該施設が定める1時間あたりの利用料を合算した額に、超過した時間数を乗じて得た額を支払うものとする。

（補助金）

第10条 市から認可事業者への補助金の支払いにおいて、第6条に掲げる事業に要する経費について支出する金額は、以下のとおりとする。なお、当該単価については、年度当初の年齢に応じた単価とする。

（1）0歳児 こども一人1時間あたり1,300円

（2）1歳児 こども一人1時間あたり1,100円

（3）2歳児 こども一人1時間あたり900円

2 第3条第2項に定める障がい児を受け入れる場合は、こども1人1時間あたり400円を加算する。

3 前条第2項に該当する場合は、別紙2の3に規定された額を前項の額と併せて支出する。

4 市及び認可事業者は、補助金の支払いの根拠資料（別紙1に規定する書類及びその他必要な資料）を事業実施後5年間保存する。

(キャンセルの取扱い)

第11条 利用のキャンセルがあった場合、当日のキャンセルのみ補助金の支払いの対象とすることを可能とする。ただし、当該補助金の支払いの対象とした利用時間については、利用したものとみなし、別紙1に記載のとおり利用券の回収を行い、利用者の利用可能時間から減算を行う。

(研修)

第12条 市は、乳児等通園支援事業者に対し、本事業の意義、目的及び仕組みを理解できるよう、科目構成等に配慮した研修を実施する。なお、実施事業者においては、事業にあたる職員のみならず、役員や本部職員等、広く研修を受講することが望ましい。

(留意事項)

第13条 市及び認可事業者は次の内容を留意して事業を行う。

- (1) 設備運営基準第7条に定める安全計画の策定等を適切に行うこと。
- (2) 本事業を実施している中で事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について（令和6年3月22日こ成安第36号・5教参学第39号通知）」に従い、速やかに報告すること。
- (3) 施設は保育中の不慮の事故に備え、本事業も損害保険の対象とすること。
- (4) 利用当日に、通園がない場合には、対象となる子どもの状況を確認すること。特に、要支援家庭等の子どもの利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応すること。
- (5) 要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有するとともに、協働対処による相談支援を行うなど、適切な支援を行うこと。
- (6) 本事業の実施に当たっては、「子ども誰でも通園制度の実施に関する手引」、「子ども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ」（令和6年12月26日、子ども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会）、「事例集（P）」を参考にして実施すること。
- (7) 対象となる子どもがいる家庭に対して、本事業の意義、目的及び仕組みについて十分に周知を行うこと。

(個人情報の保護)

第12条 本事業に携わる者は、本事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。なお、本事業を実施する市が、本事業を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

附則

この要綱は、令和6年6月27日から施行する

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する

## 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用時間の管理について

本事業においては、補助基準額上1人当たり「月10時間」を上限とするため、一人ひとりの月の利用時間の管理が重要となる。これについては、下記により利用可能時間の管理を行う。

### 記

#### <月当たりの利用時間管理>

- 1 利用時間の管理は、紙媒体の利用券により行う。
- 2 利用券は当月のみ有効であり、前月及び翌月分の使用はできないこととする。
- 3 第10条の補助金の対象となるものは、利用者から利用券を回収した分とする。よって、第11条のキャンセルがあった場合や利用券を忘れた場合には施設においては、必ず後日回収をすること。なお、回収できない場合は、第10条の補助金の対象外となる。
- 4 利用券を回収できない場合は、市に報告すること。その場合、市は保護者に対し、利用券の提出を促し、それでも利用券の提出が無い場合は、利用の一時停止及び利用登録を削除する場合がある。
- 5 利用時間は、原則、利用開始予定時刻から利用終了予定時刻まで計算するが、実際の利用時刻が予定時刻と相違する場合は次のとおりとする。
  - (1) 実際の利用開始時刻が予定開始時刻より早まった場合は、実際の預かり時刻を開始時刻とする。
  - (2) 実際の利用開始時刻が予定開始時刻より遅くなった場合は、利用予定開始時刻を開始時刻とする。
  - (3) 実際の利用終了時刻が利用終了予定時刻より早まった場合は、利用終了予定時刻を終了時刻とする。
  - (4) 実際の利用終了時刻が利用終了予定時刻より遅くなった場合は、実際の利用終了時刻を終了時刻とする。
- 6 利用時間は1時間単位とする。なお、利用時間に15分未満がある場合は切り捨てし、15分以上がある場合は1時間とみなす。また、1回の利用時間が1時間未満の場合は1時間とみなす。

#### <利用予約のキャンセルについて>

利用予約のキャンセルの取り扱いについては、下表のとおりとする。

キャンセル時刻	利用日前日まで	当日
施設への利用券の提出（利用時間の消費）	不要	必要
施設への利用料の支払い	不要	不要
施設への給食代など実費徴収分の支払い	各施設の判断による	

<利用券の再発行について>

- 1 利用券の再発行は、当月の利用時間数が確認できないため、当月分の再発行は行わず、次月以降分の再発行のみとする。

## 利用料減免の対象者について

### 1 対象者

対象者は、本事業による支援を受けた子どもの保護者であって、次のいずれかに該当する者とする。なお、当該減免の申請がなされ、適用が認められた時点から対象とする。

- ア 本事業による支援を受けた日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である場合
- イ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者である場合（アに掲げる場合を除く。）

### 2 本事業を行う者による代理請求・代理受領について

市は、認可事業者に対して、あらかじめ1に定める対象者から同意を得た上で通知し、対象者が当該認可事業者に支払うべき利用者負担額に対して対象者に補助すべき額の限度において、対象者に代わり、当該認可事業者に支払うことができる。

また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し補助があったものとみなす。

### 3 補助基準額

補助基準額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1アに定める対象者 子ども1人当たり1時間300円
- (2) 1イに定める対象者 子ども1人当たり1時間240円

第1号様式（第6条関係）

郡山市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）利用登録申込書

年　月　日

郡山市長

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用登録について、次のとおり申し込みします。

※内容が申込者（保護者）と同じ場合は、「□ 申込者（保護者）と同じ」に  を付けてください

申込者 (保護者)	住所			
	氏名		主な送迎者	<input type="checkbox"/> 申込者（保護者）と同じ
	児童との続柄		児童との同居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
	電話番号		勤務先	
	申込者の属性 ※属性が複数該当する場合は、 主な属性に記入	<input type="checkbox"/> 専業主婦（夫）がおられるご家庭 <input type="checkbox"/> 短時間就労もしくは不定期に就労しているご家庭 <input type="checkbox"/> 育児休業取得中のご家庭 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
利用児童	住所	<input type="checkbox"/> 申込者（保護者）と同じ		
	ふりがな		性別	男・女
	氏名			
	生年月日	<input type="checkbox"/> 西暦 <input type="checkbox"/> 令和	年　月　日（　歳　か月）	
緊急連絡先① <input type="checkbox"/> 申込者（保護者）と同じ	氏名		連絡先①	
	児童との続柄		連絡先②	
緊急連絡先② <input type="checkbox"/> 申込者（保護者）と同じ	氏名		連絡先①	
	児童との続柄		連絡先②	
確認事項① 該当する項目に <input checked="" type="checkbox"/> してください	認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所及び企業主導型保育施設への入所状況（ <u>これらの施設に入所している場合、この制度は利用できません</u> ）			
	<input type="checkbox"/> 入所していません <input type="checkbox"/> 入所申請中です（　年　月　日から利用希望） <input type="checkbox"/> 入所申請中ですが、現在保留中です <input type="checkbox"/> 入所が内定・決定しています（入所（予定）日　年　月　日）			

※次ページにも記入欄があります

※次の確認事項も記入願います

確認事項② 該当する項目に <input checked="" type="checkbox"/> してください	障がい等の 状況	<input type="checkbox"/> 利用児童は特別児童扶養手当の支給対象となっている
		<input type="checkbox"/> 利用児童は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
利用料 免除要件		<input type="checkbox"/> 利用児童は障害児通所支援事業所への通所受給者証の交付を受けている
		<input type="checkbox"/> 利用児童は医師による診断書又は巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見書等により障害の事実が把握できる
<u>※上記内容が確認できる次の資料の写しを添付願います</u>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別児童扶養手当受給者証</li> <li>・障がい者手帳、療育手帳等</li> <li>・通所受給者証等</li> <li>・医師の診断書や意見書等</li> </ul>		
<input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> 市民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> その他の世帯		
<input type="checkbox"/> 利用料の減免を申請します。 また、利用料について減免を受けた金額を市が施設に支払うことに同意します		

### ◎個人情報及び税情報の取扱いの同意について

郡山市長

利用登録の申し込みに際し、下記1～2の情報を市長が公簿等により収集し、確認すること、また、子どもの状況を把握し、安全に保育を受けさせる目的のため、この登録申込書及び面接票に記入した情報を利用希望施設に提供することについて同意します。

- 1 申込者が属する世帯の状況（世帯に属する者の住所、氏名、続柄、特別児童扶養手当の受給に関する情報、生活保護の受給に関する情報、市民税に関する情報、）
- 2 利用児童に関する情報（住所、氏名、性別、生年月日、入所状況、障がい等に関する情報）

同意欄 申込者（保護者氏名）\_\_\_\_\_

※市民税非課税世帯による減免を受けようとする方で、令和7年1月1日以降に他市町村から転入された方等、郡山市において公簿による課税状況が確認できない場合は、所得証明書等（または非課税証明書）を提出いただく必要があります。

### 【市処理欄】※申込者は記入不要

登録要件確認	入所 要件	<input type="checkbox"/> 未就園	住所 要件	<input type="checkbox"/> 市内	年齢 要件	<input type="checkbox"/> 6ヶ月～3歳未満 <input type="checkbox"/> 3歳以上
		<input type="checkbox"/> 選考中 <input type="checkbox"/> 保留 <input type="checkbox"/> 入所決定 <input type="checkbox"/> 入所中				
登録の可否	<input type="checkbox"/> 登録（認定番号：_____） <input type="checkbox"/> 対象外（理由：_____）					
減免額	<input type="checkbox"/> 減免なし <input type="checkbox"/> 300円（生活保護世帯） ・市民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> 240円（7,8月R5年度非課税） <input type="checkbox"/> 240円（9～3月R6年度非課税）					
補助額加算	<input type="checkbox"/> 該当（ <input type="checkbox"/> 確認資料あり） <input type="checkbox"/> 非該当					
確認者	保育認定		保育料		事業支援	

## 面接票

児童名	記入日	年	月	日
①今まで病気で入院したり大きな怪我をしたことがありますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ				
病気・怪我の内容等 :				
②今までひきつけを起こしたことがありますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 「はい」の場合 (時期 : _____) 、当時の体温 : _____ )				
③今まで脱臼をしたことがありますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 「はい」の場合 (脱臼の箇所 : _____)				
現在、治療中の病気や怪我はありますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ				
病気・怪我の内容等 :				
常用している薬はありますか <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない				
種類・服用時間等 : _____				
食べ物のアレルギーはありますか <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない				
品目 : _____ 程度 (例: 加熱すれば可。完全除去が必要。アナフィラキシー症状を起こしたことがある。) :				
医師からの指導内容 :				
食べ物以外のアレルギーはありますか <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない				
原因 : _____				
医師からの指導内容 :				
かかりつけ医はいますか <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない				
医療機関名 : _____				
連絡先 : _____				
予防接種の状況 すでに接種済みのものに○を付けてください				
B C G • 四種混合 (1回 • 2回 • 3回 • 追加) 麻疹 (はしか) • 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) • 水痘 (みずぼうそう) 風疹 (三日ばしか) • 日本脳炎 (1回 • 2回 • 追加) その他 ( _____ )				
出生について				
在胎週数 ( _____ 週)	体重 ( _____ g )	身長 ( _____ cm )		

これまで一時預かりなどで託児経験はありますか	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない				
生活リズム						
起床時間：	時	分				
午前睡眠：	時	分	～	時	分 (	時間 分)
食事時間：	時	分	～	時	分 (	時間 分)
午後睡眠：	時	分	～	時	分 (	時間 分)
寝かしつけ方：						
発達の状況 該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> を付けてください						
言葉について	<input type="checkbox"/>	喃語（なんご）	<input type="checkbox"/>	簡単な会話ができる	<input type="checkbox"/>	普通に会話ができる
対人について	<input type="checkbox"/>	人見知りしない	<input type="checkbox"/>	人見知りする		
お友だちと	<input type="checkbox"/>	一緒にあそぶのが好き	<input type="checkbox"/>	大人数は慣れていない	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	手が出ることがある	<input type="checkbox"/>	噛むことがある		
	<input type="checkbox"/>	大声を出すことがある				
食事の状況 該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> を付けてください						
離乳前の場合						
<input type="checkbox"/> 母乳	<input type="checkbox"/> ミルク	<input type="checkbox"/> 混合				
吐乳						
<input type="checkbox"/> 吐きやすい	<input type="checkbox"/> ゲップがでにくい					
離乳後の場合						
<input type="checkbox"/> 普通食	<input type="checkbox"/> 離乳食					
食べ方						
<input type="checkbox"/> 要介助	<input type="checkbox"/> 自分で食べることができるが一部介助					
<input type="checkbox"/> 自分で食べることができる ( <input type="checkbox"/> 手づかみ <input type="checkbox"/> フォーク <input type="checkbox"/> スプーン <input type="checkbox"/> 箸 (右・左))						
その他留意点						
<input type="checkbox"/> 食べムラがある	<input type="checkbox"/> 食べるのが遅め	<input type="checkbox"/> その他 ( )				
排泄の状況 該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> を付けてください						
オムツ／パンツ：	<input type="checkbox"/>	オムツ着用	<input type="checkbox"/>	トレーニング中	<input type="checkbox"/>	パンツ着用
トイレ（尿）：	<input type="checkbox"/>	トイレでできない	<input type="checkbox"/>	トレーニング中	<input type="checkbox"/>	ひとりでできる
トイレ（便）：	<input type="checkbox"/>	トイレでできない	<input type="checkbox"/>	トレーニング中	<input type="checkbox"/>	ひとりでできる
尿意・便意：	<input type="checkbox"/>	おしえる	<input type="checkbox"/>	おしえない		
好きなあそびや好きな玩具						
その他、預かりの中で注意してもらいたいこと、心配なこと等があれば記入してください						

第2号様式（第6条関係）

令和（　　）年　月　日

通知番号

郡山市長　品川　萬里

郡山市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）利用登録通知書

令和 年 月 日付けの利用登録申込に対し下記のとおり郡山市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱第6条第1項第5号に基づき利用登録をしましたので、通知します。

登録番号

利用児童名

生年月日

利用期限

（令和8年3月31日または3歳の誕生日の前々日のいずれか早いほう）

利用券

利用料

備 考

お問い合わせ

郡山市こども部保育課保育事業支援係  
電話 024-924-3541

第3号様式（第6条関係）

令和（　　）年　月　日

郡山市長　品川　萬里

通知番号

郡山市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）利用対象外通知書

令和 年 月 日付けで提出された利用登録申込書について内容を確認した結果、下記事由から利用登録の対象外としましたので、郡山市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱第6条第1項第5号の規定により通知します。

児童名

対象外の事由

お問い合わせ

郡山市こども部保育課保育事業支援係  
電話 024-924-3541

第4号様式（第6条関係）

郡山市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）月次実績報告書

提出日 年 月 日  
 実施月 年 月分  
 施設名

1 利用児童数

	0歳	1歳	2歳	合計
延べ利用児童数				0
うち障がい児数				0
実利用児童数				0
うち障がい児数				0
親子通園実施実児童数				0

2 利用時間数

	0歳	1歳	2歳	合計
利用時間総数				0
うち障がい児利用時間数				0

3 キャンセル時間数

	0歳	1歳	2歳	合計
キャンセル時間総数				0
うち利用したとみなした時間数（障がい児以外）				0
うち保護者が負担した時間数（障がい児以外）				0
うち利用したとみなした時間数（障がい児）				0
うち保護者が負担した時間数（障がい児）				0

4 減免

	0歳	1歳	2歳	合計
生活保護世帯 利用実児童数				0
生活保護世帯 利用時間数				0
住民税非課税世帯 利用実児童数				0
住民税非課税世帯 利用時間数				0
合計	0	0	0	0

5 利用券

利用者から回収した利用券の枚数		※回収した利用券は、別紙「保管用台紙」に貼り付けてください
利用者から回収できなかった利用券の枚数		※回収できなかった利用者については、別紙「利用券未回収リスト」に記載してください
合計	0	※「2 利用時間数」の「利用時間総数」の合計と一致します

郡山市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）月次実績報告書  
回収利用券保管用台紙

実施月 \_\_\_\_\_

施設名 \_\_\_\_\_

※利用日順に貼り付けてください

No	利用日

No	利用日

## 郡山市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）月次実績報告書 利用券未回収リスト